

入札説明書等の変更箇所一覧（第2回）

入札説明書

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	3	32	第1.3.(6)事業 期間	本施設の運営・維持管理期間は、I期の運営開始日（ <u>公共施設等運営権存続期間においては、運営権設定日</u> ）から、運営権設定日の30年後の応当日の前日までとする。	本施設の運営・維持管理期間は、I期の運営開始日から、運営権設定日の30年後の応当日の前日までとする。	—
2	4	13	第1.3.(7)①運 営権対価	なお、JSCが期待する運営権対価の下限額は、 <u>10,000,000,000円</u> （消費税及び地方消費税込み）である。	なお、JSCが期待する運営権対価の下限額は、 <u>100億円</u> （消費税及び地方消費税込み）である。 <u>ただし、当該金額は、予定価格の設定とは直接的な関係はない。</u>	—
3	5	9	第1.3.(7)③サ ービス対価	なお、施設整備費のうち運営権対価と相殺した後の残額の一部に対するサービス対価はI期の建設業務の完了後及びII期の建設業務の完了後にそれぞれ一括払いとし、スポーツ博物館の維持管理業務に対するサービス対価は分割払いとする。	なお、施設整備費のうち運営権対価と相殺した後の残額に対するサービス対価はI期の建設業務の完了後及びII期の建設業務の完了後にそれぞれ一括払いとし、スポーツ博物館の維持管理業務に対するサービス対価は分割払いとする。	19
4	5	17	第1.3.(7)④事 業者の費用負担	なお、固定資産税及び都市計画税については、I期の施設整備期間中に事業用地に対して課税されることとなった場合に限り当該期間中はJSCの負担とするが、I期の施設整備期間経過後に課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者の負担とする。	なお、固定資産税及び都市計画税については、I期の施設整備期間中に事業用地に対して課税されることとなった場合に限り当該期間中はJSCの負担とするが、I期の施設引渡後に課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者の負担とする。	21

5	5	32	第1.3.(8)事業者による運営の結果生じる利益の帰属	事業者は、還元額が生じた年度中に、還元額、使途、還元の実施期間（還元額が生じた翌年度から3年度以内で定めることとする）等を定めた還元実施計画を作成し、JSCの承認を得ることとし、還元額が生じた翌年度から還元実施計画に沿ってラグビーその他スポーツの振興の取組を実施することとする。	事業者は、還元額が生じた年度中（還元額が確定した年度中）に、還元額、使途、還元の実施期間（還元額が生じた翌年度（還元額が確定した翌年度）から3年度以内で定めることとする）等を定めた還元実施計画を作成し、JSCの承認を得ることとし、還元額が生じた翌年度（還元額が確定した翌年度）から還元実施計画に沿ってラグビーその他スポーツの振興の取組を実施することとする。	35 37 205
---	---	----	-----------------------------	---	--	-----------------

業務要求水準書

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問No.
	頁	行	項目			
1	6	2	第1章. 第2節. 3.(4) 事業期間	本施設の運営・維持管理期間は、I期の運営開始日（ <u>公共施設等運営権存続期間</u> においては、 <u>運営権設定日</u> ）から、運営権設定日の30年後の応当日の前日までとする。	本施設の運営・維持管理期間は、I期の運営開始日から、運営権設定日の30年後の応当日の前日までとする。	—
2	9	16	第1章. 第3節. 4.(1) ①敷地条件	なお、当該残置物の撤去費用は JSC の負担とする。	なお、当該残置物の撤去費用は JSC の負担とし、 <u>特定事業契約時(入札価格)には見込まないこと。</u>	42
3	19	5	第2章. 第2節. 1. 施設構成と導入機能及び規模	なお、本施設等の各室面積は【添付資料8】「各室性能表」に掲げる「合計面積」に示す面積の95%以上とする。	なお、本施設等の各室面積は【添付資料8】「各室性能表」に掲げる「 <u>1室あたりの必要面積</u> 」及び「合計面積」に示す面積の <u>それぞれ</u> 95%以上とする。	115
4	27	26	第2章. 第4節. 1.(5) ③利用者毎の動線計画	c. 専用エントランスからチーム更衣室等の選手諸室を經由し、メインスタンド側中央部分からフィールドへアプローチできる <u>専用動線</u> を計画する。	c. 専用エントランスからチーム更衣室等の選手諸室を經由し、メインスタンド側中央部分からフィールドへアプローチできる <u>動線</u> を計画する。	139

5	30	33	第2章. 第4節. 1. (9) ②車いす席、同伴者席、付加アメニティ席	エ 方向転回には後方に最低 1,000mm 必要であり、後方の通路を含めた車いす使用者と同伴者座席に必要なスペースは全体で、 <u>1,400mm×2,500mm</u> とする。	エ 方向転回には後方に最低 1,000mm 必要であり、後方の通路を含めた車いす使用者と同伴者座席に必要なスペースは全体で、 <u>1,420mm×2,500mm</u> とする。	148 149
6	31	21	第2章. 第4節. 1. (9) ⑥観客席の性能	イ 段床に固定し、背付、跳上座面とする。	イ <u>スタンド席は</u> 、段床に固定し、背付、跳上座面とする。	—
7	31	23	第2章. 第4節. 1. (9) ⑥観客席の性能	エ 全ての席にカップホルダーを使い勝手の良い位置(観客の足等があたらない位置)に設ける。	エ <u>スタンド席は</u> 、全ての席にカップホルダーを使い勝手の良い位置(観客の足等があたらない位置)に設ける。	—
8	34	1	第2章. 第4節. 1. (12) ④その他	オ アリーナ席に対応して、アリーナレベルにもトイレ(バリアフリートイレを含む)を適切に配置すること。	オ アリーナ席に対応して、アリーナレベルにもトイレ(バリアフリートイレを含む)を適切に配置すること <u>(一部は近接した位置でも可)</u> 。	153
9	35	14	第2章. 第4節. 1. (14) ②スロープ	ア 1/12 以上の緩勾配を 10m 以上設ける。急勾配は 1/6 以下とする。	ア <u>大型車両が通行するスロープにおいて</u> 、1/12 以上の緩勾配を 10m 以上設ける。急勾配は 1/6 以下とする。	155
10	35	17	第2章. 第4節. 1. (14) ②スロープ	ウ 高さ 3.8m の車両が進入し、駐車区画まで移動するために必要なクリアランスを確保する。	ウ <u>大型車両が通行するスロープにおいて</u> 、高さ 3.8m の車両が進入し、駐車区画まで移動するために必要なクリアランスを確保する。	155
11	50	35	第2章. 第5節. 2. (1) 建設工事費コスト管理計画書の作成①	ただし、事業提案の内容等に照らし、 <u>これにより</u> がたい場合は事前に JSC と協議し変更することができる。	ただし、事業提案の内容等に照らし、 <u>書式の構成・区分などが【添付資料 1 1】「各業務に関する成果物」</u> によりがたい場合は事前に JSC と協議し変更することができる。	—
12	51	1	第2章. 第5節. 2. (1) 建設工事費コスト管理計画書の作成②	工事着手前の建設工事費コスト管理計画書は、 <u>特定事業契約書に記載されている内訳書と整合するもの</u> とし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。	工事着手前の建設工事費コスト管理計画書は、 <u>特定事業契約締結時に提出する事業費内訳書と整合するもの</u> とし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。	—

13	51	6	第2章. 第5節. 2. (1) 建設工事 費コスト管理計画 書の作成	—	<u>③事業者は、変更金額一覧表と併せて、単価根拠 等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を JSC に説明するものとする。</u>	—
14	51	9	第2章. 第5節. 2. (2) 事業費内 訳書	① 「サービス対価の算定及び支払方法」に基づ き、施設整備費等の内訳書について、定められ た提出時期にJSCに提出する。 ② <u>事業者は、施設整備費等の内訳書の作成・提 出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資 料を添えて、その内容を JSC に説明するものとす る。</u>	「サービス対価の算定及び支払方法」に基づき、 施設整備期間における事業費内訳書について、定 められた提出時期に JSC に提出する。	—
15	53	18	第2章. 第5節. 2. (7) 事業パン フレットの作成	事業者は、 <u>事業パンフレットを工事着手時まで に作成し、JSC に提出する。また、工事完了時に 施設概要等の説明文や完成写真を更新し、JSC に 提出する。事業パンフレットは、事業の概要、本 施設等の概要等を、パース、完成模型、図面、イ ラスト、写真等により説明するものとする。なお、 工事をⅠ期・Ⅱ期に分ける場合、<u>工事着手時はⅠ 期のみ、工事完了時はⅠ期及びⅡ期にそれぞれ更 新を行うこと。</u></u>	事業者は、 <u>事業パンフレットを工事着手前に作成 し、JSC に提出する。また、工事完了時に施設概 要等の説明文や完成写真を更新し、JSC に提出す る。事業パンフレットは、事業の概要、本施設等 の概要等を、パース、完成模型、図面、イラスト、 写真等により説明するものとする。なお、工事を Ⅰ期・Ⅱ期に分ける場合、<u>Ⅰ期工事完了時及びⅡ 期工事完了時にそれぞれ更新を行うこと。</u></u>	168
16	53	28	第2章. 第5節. 2. (8) 事業紹介 ポスターの作成	なお、Ⅰ期・Ⅱ期に工事を分ける場合、 <u>Ⅰ期施工 完成時、Ⅱ期施工完成時それぞれ、更新を行うこ と。</u>	なお、Ⅰ期・Ⅱ期に工事を分ける場合、 <u>Ⅰ期工事 完了時及びⅡ期工事完了時それぞれ更新を行う こと。</u>	168
17	62	2	第2章. 第5節. 4. (16) 電波伝 搬障害対策	また、施設整備に伴い本施設等に関して届出に係 る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要 無線通信障害原因となると想定される場合は、速 やかに当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通 信を行う無線局の免許人との間に「電波法」第 102条の7の1項の規定による協議を行うものと する。 <u>また、協議後に必要な対策費用を見込むこ と。</u>	また、施設整備に伴い本施設等に関して届出に係 る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要 無線通信障害原因となると想定される場合は、速 やかに当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通 信を行う無線局の免許人との間に「電波法」第 102条の7の1項の規定による協議を行うものと する。	177

18	66	12	第2章. 第5節. 6. (2) 業務の詳細①	①施設に備える備品等は、【添付資料8】「各室性能表」を基本とするが、調達前に JSC と協議の上で想定される事業内容に応じて備品の内容及び数量のリストを作成し、調達及び設置に必要な据付調整を行うこと。また、その他、各諸室に必要な備品を事業者において適切に配備すること。なお、調達・設置に係る費用については、事業者の負担とする。	①施設に備える備品等は、【添付資料8】「各室性能表」を基本とするが、調達前に JSC と協議の上で想定される事業内容に応じて備品の内容及び数量を記載した備品調達リストを作成し、JSC に提出するとともに、調達及び設置に必要な据付調整を行うこと。また、その他、各諸室に必要な備品を事業者において適切に配備すること。なお、調達・設置に係る費用については、事業者の負担とする。	—
19	70	27	第3章. 第2節. 4. (1) 職員研修①	事業者は、本施設の開業以降、直ちに円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、業務の担当者を配置し、開業に先立って本施設内に <u>事務室</u> を開設すること。	事業者は、本施設の開業以降、直ちに円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、業務の担当者を配置し、開業に先立って本施設内に <u>管理室</u> を開設すること。	195
20	71	8	第3章. 第2節. 6. その他開業準備業務	オープニングイベント等の詳細は、JSC と別途協議した上で決定することとし、開催に必要な費用は事業者負担とする。	記念式典及びオープニングイベント等の詳細は、JSC と別途協議した上で決定することとし、開催に必要な費用は事業者負担とする。	198 214
21	75	23	第4章. 第2節. 6. ラグビーその他スポーツの振興に資する業務⑤	事業者は、還元額が生じた年度中に、還元額、使途、還元の実施期間（還元額が生じた翌年度から3年度以内で定めることとする）等を定めた還元実施計画を作成し、JSC の承認を得ることとし、還元額が生じた翌年度から還元実施計画に沿ってラグビーその他スポーツの振興の取組を実施することとする。	事業者は、還元額が生じた年度中（還元額が確定した年度中）に、還元額、使途、還元の実施期間（還元額が生じた翌年度（還元額が確定した翌年度）から3年度以内で定めることとする）等を定めた還元実施計画を作成し、JSC の承認を得ることとし、還元額が生じた翌年度（還元額が確定した翌年度）から還元実施計画に沿ってラグビーその他スポーツの振興の取組を実施することとする。	35 37 205
22	76	11	第4章. 第2節. 9. (1) 急病人等への対応①	本施設等の利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、 <u>事務室</u> に応急処置の資器材等の用意を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。	本施設等の利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、 <u>管理室</u> に応急処置の資器材等の用意を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。	—
23	76	32	第4章. 第2節. 9. (2) 緊急事態等への対応⑤	⑤ <u>警備業務員</u> については、「 <u>防災センター要員講習</u> 」等を受講するなど、万全を期すこと。	※削除 (以降、項番修正)	222

24	79	31	第5章. 第1節. 7. 緊急事態に対する対応⑥	緊急事態への対応のため JSC の職員等が休日又は夜間に <u>登庁</u> する場合には、職員等の円滑な <u>登庁</u> を確保するとともに、JSC の要請により職員等の執務が円滑に実施可能な状態を確保する。	緊急事態への対応のため JSC の職員等が休日又は夜間に <u>本施設等へ来場</u> する場合には、職員等の円滑な <u>本施設等への来場</u> を確保するとともに、JSC の要請により職員等の執務が円滑に実施可能な状態を確保する。	231 233
25	81	3	第5章. 第1節. 10. (2)	—	※追加 ⑤停電時を想定した非常用発電設備の連続運転試験報告書 ⑥施設台帳、備品台帳 (以降、項番修正)	160 244
26	81	6	第5章. 第1節. 10. (2)	⑥ 事業者は、事業期間終了時に、以下に掲げる資料をJSC又はJSCが指定する者に提出して確認を受ける。 ⑦ 事業期間終了時の施設の状況に即して更新した上記(2)①～⑤の資料 ⑧ 事業期間終了後50年間の中長期保全計画書 ⑨ その他、JSCが必要と認める資料	(3) 事業者は、事業期間終了時に、以下に掲げる資料をJSC又はJSCが指定する者に提出して確認を受ける。 ① 事業期間終了時の施設の状況に即して更新した上記(2)①～⑦の資料 ② 事業期間終了後50年間の中長期保全計画書 ③ その他、JSCが必要と認める資料	—
27	89	18	第7章. 第2節. 1. (1) 統括管理責任者の配置	設計業務、建設業務、工事監理業務、什器備品設置業務、開業準備業務、運營業務及び維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行うため、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、事業期間中、次の要件を全て満たす統括管理責任者を <u>1名以上配置</u> すること。	設計業務、建設業務、工事監理業務、什器備品設置業務、開業準備業務、運營業務及び維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行うため、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、事業期間中、次の要件を全て満たす統括管理責任者を <u>1名配置</u> すること。	257
28	89	29	第7章. 第2節. 1. (2) 業務責任者の配置	設計業務、建設業務(什器備品調達業務兼務)、工事監理業務、運營業務(開業準備業務兼務)及び維持管理業務について、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、それぞれの業務の期間を通じ、次の要件を全て満たす業務責任者を各 <u>1名以上配置</u> すること。	設計業務、建設業務(什器備品調達業務兼務)、工事監理業務、運營業務(開業準備業務兼務)及び維持管理業務について、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、それぞれの業務の期間を通じ、次の要件を全て満たす業務責任者を各 <u>1名配置</u> すること。	257

29	8	15	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書 第3章	—	スポーツ博物館の光熱水費及び通信費用(電話基本料金及び使用料金)は、スポーツ博物館の維持管理費の支払期間にあわせて上半期分及び下半期分の年2回、事業者からの請求(実費)をもとにJSCが負担する(本事業のサービス対価には含まない)。	167 266 718 719
30	9	1	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書 第4章 1.(4)	(4)維持管理コスト管理計画書の作成	(4)スポーツ博物館維持管理コスト管理計画書の作成	276 277
31	9	2	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書 第4章 1.(4)	事業者は、【添付資料1 1】「各業務に関する成果物」に基づき、維持管理コスト管理計画書を作成し、JSCに提出する。 <u>ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前にJSCと協議し変更することができる。</u> 事業者は、 <u>内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容をJSCに説明するものとする。</u>	事業者は、【添付資料1 1】「各業務に関する成果物」に基づき、 <u>スポーツ博物館維持管理コスト管理計画書を作成し、JSCに提出する。</u> 事業者は、 <u>変更金額一覧表と併せて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容をJSCに説明するものとする。</u>	278
32	9	7	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書 第4章 1.(5)	① 「サービス対価の算定及び支払方法」に基づき、 <u>スポーツ博物館の維持管理費の内訳書について、定められた提出時期にJSCに提出する。</u> ② <u>事業者は、スポーツ博物館の維持管理費の内訳書の作成・提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容をJSCに説明するものとする。</u>	「サービス対価の算定及び支払方法」に基づき、 <u>維持管理期間における事業費内訳書について、定められた提出時期にJSCに提出する。</u>	—
33	—	—	添付資料8 各室性能表 (8) その他必要機能	(「設備機械室 (MDF など)」 / 「②電気設備 電源 発電回路 競技対応 (3 h)」欄) —	(「設備機械室 (MDF など)」 / 「②電気設備 電源 発電回路 競技対応 (3 h)」欄) ○	161

34	2	—	添付資料 1 1 各業務に関する成果物 (1) 施設整備業務の共通事項に関する成果物	(「事業パンフレット」 / 「提出確認時期」欄) <u>業務要求水準書第 2 章第 5 節による</u>	(「事業パンフレット」 / 「提出確認時期」欄) <u>C、D、F</u>	168
35	5	—	添付資料 1 1 各業務に関する成果物 (6) 維持管理業務に関する成果物	(「成果物の名称」欄) 施設台帳	(「成果物の名称」欄) 施設台帳、 <u>備品台帳</u>	244
36	5	—	添付資料 1 1 各業務に関する成果物 (6) 維持管理業務に関する成果物	(「成果物の名称」欄) 維持管理コスト管理計画書	(「成果物の名称」欄) <u>スポーツ博物館維持管理コスト管理計画書</u>	276 277
37	5	—	添付資料 1 1 各業務に関する成果物 (6) 維持管理業務に関する成果物	(「スポーツ博物館維持管理コスト管理計画書」 / 「変更金額一覧表」 / 「提出確認時期」欄) <u>設計・施工過程において、コストの変動が生じた時及び変更金額の確認の必要が生じた時</u>	(「スポーツ博物館維持管理コスト管理計画書」 / 「変更金額一覧表」 / 「提出確認時期」欄) 変更金額の確認の必要が生じた時	—
38	5	—	添付資料 1 1 各業務に関する成果物 (6) 維持管理業務に関する成果物	—	※行の追加 <u>事業費内訳書 ※1</u>	—
39	—	—	参考資料 1 0 地盤調査報告書	神宮第二球場地盤調査 (令和 3 年度大規模運動施設に係る土質調査業務 <u>中間報告書</u> (令和 3 年 1 2 月))	神宮第二球場地盤調査 (令和 3 年度大規模運動施設に係る土質調査業務報告書 (令和 4 年 1 月))	—



提出書類の記載要領

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	3	—	(提案概要書)	(表項目) — (「提案概要書(中表紙)」／「用紙サイズ・枚数」 欄) A4-1枚	(表項目) <u>様式名</u> (「提案概要書(中表紙)」／「用紙サイズ・枚数」 欄) A3-1枚	335 339
2	3	—	(技術提案書)	(表項目) —	(表項目) <u>様式名</u>	339
3	4	—	(技術提案書)	(「様式名」欄) ラグビーその他のスポーツ振興 ラグビーその他スポーツ振興への収入額の一部還元	(「様式名」欄) ラグビーその他スポーツの振興 ラグビーその他スポーツの振興への収入額の一部還元	—
4	5	—	(基本計画説明書)	(表項目) <u>書類名</u>	(表項目) <u>様式名</u>	339
5	6	13	2.(1)ウ 使用ソフト	使用ソフトは、図、表、写真、スケッチ、提案図面を除き、Microsoft Word (Windows 版 2016 以前)あるいはMicrosoft Excel (Windows 版 2016 以前)を使用すること。	使用ソフトは、図、表、写真、スケッチ、提案図面を除き、Microsoft Word や Microsoft Excel <u>あ</u> るいは Microsoft PowerPoint <u>を</u> 使用すること。	336 337 340 341
6	7	8	2.(3)ア 共通事項	DVD の提出時には、ファイル形式を Microsoft Word (Windows 版 2016 以前) あるいは Microsoft Excel (Windows 版 2016 以前) としたデータ及びそれらをすべて PDF 形式(テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモードとすること。)としたデータの二種類を DVD に保存の上、2部提出すること。	DVD の提出時には、ファイル形式を Microsoft Word や Microsoft Excel <u>あ</u> るいは Microsoft PowerPoint <u>と</u> したデータ及びそれらをすべて PDF 形式(テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモードとすること。)としたデータの二種類を DVD に保存の上、2部提出すること。	336 337 340 341
7	8	4	3. 事業提案書の 項目別の記載の留意事項	共通様式は Word 形式若しくは Excel 形式を用いること。	共通様式は Word 形式や Excel 形式 <u>あ</u> るいは PowerPoint 形式を用いること。	337 341
8	8~27	—	—	<u>様式</u>	<u>様式番号</u>	339

9	8~27	—	—	—	様式名	339
---	------	---	---	---	-----	-----

提出書類の記載要領（様式集）

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	—	—	様式一覧	(表項目) <u>様式名称</u> 〔「提案概要書（中表紙）」／「用紙サイズ」欄〕 <u>A4</u> — —	(表項目) <u>様式名</u> 〔「提案概要書（中表紙）」／「用紙サイズ」欄〕 <u>A3</u>  ※行の追加 <u>共通様式（縦）／ PowerPoint ／ A4</u> <u>共通様式（横）／ PowerPoint ／ A3</u>	335 337 339 341
2	—	—	様式 9	(表項目) — 〔「提案概要書（中表紙）」／「頁数制限」欄〕 <u>A4-1 枚</u>	(表項目) <u>様式名</u> 〔「提案概要書（中表紙）」／「頁数制限」欄〕 <u>A3-1 枚</u>	335 339
3	—	—	様式 9	(「様式名」欄) ラグビーその他の <u>スポーツ</u> の振興	(「様式名」欄) ラグビーその他 <u>スポーツ</u> の振興	—
4	—	—	様式 11（別添）①	<u>様式名称</u>	<u>様式名</u>	339
5	—	—	様式 11（別添）① 番号 25	本施設等の各室面積は【添付資料 8】「各室性能表」に掲げる「合計面積」に示す面積の95%以上とすること。	本施設等の各室面積は【添付資料 8】「各室性能表」に掲げる「 <u>1室あたりの必要面積</u> 」及び「合計面積」に示す面積の <u>それぞれ</u> 95%以上とすること。	115
6	—	—	様式 11（別添）① 番号 86	c. 専用エントランスからチーム更衣室等の選手諸室を経由し、メインスタンド側中央部分からフィールドへアプローチできる <u>専用動線</u> を計画する。	c. 専用エントランスからチーム更衣室等の選手諸室を経由し、メインスタンド側中央部分からフィールドへアプローチできる <u>動線</u> を計画する。	139

7	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 101	エ 方向転回には後方に最低 1,000mm 必要であり、後方の通路を含めた車いす使用者と同伴者座席に必要なスペースは全体で、 <u>1,400mm</u> ×2,500mm とする。	エ 方向転回には後方に最低 1,000mm 必要であり、後方の通路を含めた車いす使用者と同伴者座席に必要なスペースは全体で、 <u>1,420mm</u> ×2,500mm とする。	148 149
8	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 105	イ 段床に固定し、背付、跳上座面とする。	イ <u>スタンド席は、</u> 段床に固定し、背付、跳上座面とする。	—
9	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 105	エ 全ての席にカップホルダーを使い勝手の良い位置(観客の足等があたらない位置)に設ける。	エ <u>スタンド席は、</u> 全ての席にカップホルダーを使い勝手の良い位置(観客の足等があたらない位置)に設ける。	—
10	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 112	オ アリーナ席に対応して、アリーナレベルにもトイレ(バリアフリートイレを含む)を適切に配置すること。	オ アリーナ席に対応して、アリーナレベルにもトイレ(バリアフリートイレを含む)を適切に配置すること <u>(一部は近接した位置でも可)</u> 。	153
11	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 115	ア 1/12 以上の緩勾配を 10m 以上設ける。急勾配は 1/6 以下とする。	ア <u>大型車両が通行するスロープにおいて、</u> 1/12 以上の緩勾配を 10m 以上設ける。急勾配は 1/6 以下とする。	155
12	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 115	ウ 高さ 3.8m の車両が進入し、駐車区画まで移動するために必要なクリアランスを確保する。	ウ <u>大型車両が通行するスロープにおいて、</u> 高さ 3.8m の車両が進入し、駐車区画まで移動するために必要なクリアランスを確保する。	155
13	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 206	本施設の開業以降、直ちに円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、業務の担当者を配置し、開業に先立って本施設内に <u>事務室</u> を開設する。	本施設の開業以降、直ちに円滑な運営・維持管理業務を実施できるよう、業務の担当者を配置し、開業に先立って本施設内に <u>管理室</u> を開設する。	195
14	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 256	利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、 <u>事務室</u> に応急処置の資器材等の用意を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行う。	利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、 <u>管理室</u> に応急処置の資器材等の用意を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行う。	—
15	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 262	<u>警備業務員については、「防災センター要員講習」</u> 等を受講するなど、 <u>万全を期す。</u>	※削除 (以降、番号修正)	222

16	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 282	(2) 事業者は、事業期間終了時の1年前に、業務要求水準書第5章第1節10.(2)①～⑨に掲げる資料を JSC 又は JSC が指定する者に提出し、施設の保守、修繕・更新等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料の整備状況の確認を受けるとともに、事業期間終了時までの修繕・更新の計画について必要な協議を行う。	(2) 事業者は、事業期間終了時の1年前に、業務要求水準書第5章第1節10.(2)①～⑦、 <u>(3)①～③</u> に掲げる資料を JSC 又は JSC が指定する者に提出し、施設の保守、修繕・更新等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料の整備状況の確認を受けるとともに、事業期間終了時までの修繕・更新の計画について必要な協議を行う。	—
17	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 326	統括管理責任者を <u>1名以上</u> 配置する。	統括管理責任者を <u>1名</u> 配置する。	257
18	—	—	様式 11 (別添) ① 番号 327	業務責任者を各 <u>1名以上</u> 配置する。	業務責任者を各 <u>1名</u> 配置する。	257
19	—	—	様式 11 (別添) ②	<u>様式名称</u>	<u>様式名</u>	339
20	—	—	様式 A-3-2①～④	<u>書類名</u>	<u>様式名</u>	339
21	—	—	様式 A-3-2④	(「費目」欄) 営業費用(スポーツ博物館の維持管理業務に要するもの) 維持管理費 <u>光熱水費</u>	(「費目」欄) 営業費用(スポーツ博物館の維持管理業務に要するもの) 維持管理費 <u>(光熱水費欄を削除)</u>	167
22	—	—	様式 A-3-2④	—	<u>※</u> <u>特定事業契約時(入札価格)には、「地中埋設物撤去費用」など「参考資料4の残置物」及び「スポーツ博物館の光熱水費及び通信費用」を見込まないこと。</u>	167
23	—	—	様式 E-1①	<u>書類名</u>	<u>様式名</u>	339

24	—	—	様式 E-1①	<p>※ 建設・工事監理業務には、Ⅰ期に係る施設、Ⅱ期に係る施設、スポーツ博物館、それぞれの着手想定時期及び完成想定時期を明記してください。</p> <p>事前作業として想定される、地中埋設物の撤去（神宮第二球場、神宮球場の既設の杭撤去など）の想定期間を見込んで作成してください。</p>	<p>※ 建設・工事監理業務には、Ⅰ期に係る施設、Ⅱ期に係る施設、スポーツ博物館、それぞれの着手想定時期及び完成想定時期を明記してください。</p> <p>事前作業として想定される、地中埋設物の撤去（神宮第二球場、神宮球場の既設の杭撤去など）の想定期間を見込んで作成してください。</p> <p><u>ただし、特定事業契約時（入札価格）には、「地中埋設物撤去費用」など「参考資料4の残置物」及び「スポーツ博物館の光熱水費及び通信費用」を見込まないこと。</u></p>	42 167
25	—	—	様式 E-2	—	※企業名は様式 15 に合わせた記載とすること。	355
26	—	—	様式 E-2～4	書類名	様式名	339
27	—	—	様式 E-11	書類名	様式名	339
28	—	—	様式 E-13	書類名	様式名	339
29	—	—	様式 E-13	②. 建設工事費 各項目詳細	②. 建設工事費 各項目詳細を修正・追加	—
30	—	—	様式 E-13	—	記入欄のうち、記載しない欄に斜線	—
31	—	—	様式 E-13	※項目詳細は、事業者にて判断の上、必要に応じて使用すること。	※種目及び項目の詳細は、本様式をベースとして応募者にて判断の上、必要に応じて使用・加工すること。	—
32	—	—	様式 E-13	※必要に応じて、事業者側で概要として記載すべきと考える事項を追加すること。	※必要に応じて、応募者側で概要として記載すべきと考える事項を追加すること。	—
33	—	—	様式 E-13	—	※該当の無い箇所は空欄のままとするのではなく、「0」を記入すること。	—

34	—	—	様式 E-13	—	※本施設とスポーツ博物館の個別計上が困難な項目はまとめても構わない(その場合は本施設に合計の費用を記入し、スポーツ博物館の欄は「0」とする)。 ただし、1. 7 内装(内部建具、間仕切壁等を含む)並びに2. 電気設備工事及び3. 機械設備工事の各項目については、極力個別に計上すること。	—
35	—	—	様式 E-13	※建設工事費等(①～⑭)には、地中埋設物(既存杭等)の撤去に係る費用は含めないこと。	※建設工事費等(①～⑭)には、地中埋設物(既存杭等)の撤去に係る費用は含めないこと。 特定事業契約時(入札価格)には、「地中埋設物撤去費用」など「参考資料4の残置物」及び「スポーツ博物館の光熱水費及び通信費用」を見込まないこと。	42 167
36	—	—	様式 E-20	書類名	様式名	339
37	—	—	提案概要書(中表紙)	※A4サイズ	※A3サイズ	335
38	—	—	共通様式	—	※PowerPointの様式追加	337 341

特定事業契約書(案)

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問 No.
	頁	行	項目			
1	目次 4	1	目次	第81条 (中・長期修繕計画書に基づく修繕業務)	第81条 (長期修繕計画書に基づく修繕業務)	592
2	目次 5	32	目次	別紙6 サービス対価の算定及び支払方法	別紙6 事業用地の無償貸付契約書の様式 別紙7 サービス対価の算定及び支払方法	63

3	4	10	第8条（公租公課の負担）第1項	なお、固定資産税及び都市計画税については、I期の施設整備期間中に事業用地に対して課税されることとなった場合に限り当該期間中は JSC の負担とするが、 <u>I期の施設整備期間経過後</u> に課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者の負担とする。	なお、固定資産税及び都市計画税については、I期の施設整備期間中に事業用地に対して課税されることとなった場合に限り当該期間中は JSC の負担とするが、 <u>I期工事部分の引渡後</u> に課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者の負担とする。	21
4	9	24	第22条（要求水準の変更）第3項	ただし、事業者からの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと JSC が認める場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。	ただし、事業者からの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと合理的に認められる場合には、当該費用相当額については事業者の帰属とする。	464 467
5	11	3	第26条（業務責任者の設置及び変更）第1項・第2項	1 事業者は、業務要求水準書等に従い、設計業務、建設業務、工事監理業務、 <u>開業準備業務</u> 、運営業務及び維持管理業務それぞれの業務履行の責任者である業務責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、JSC に届け出なければならない。 2 事業者は、 <u>開業準備業務</u> 、 <u>運営業務</u> 又は維持管理業務に関する業務責任者を変更する必要があるとき、JSC の承諾を得た上で、かかる業務責任者を変更することができる。	1 事業者は、業務要求水準書等に従い、設計業務、建設業務（ <u>什器備品調達業務兼務</u> ）、工事監理業務、 <u>運営業務</u> （ <u>開業準備業務兼務</u> ）及び維持管理業務それぞれの業務履行の責任者である業務責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、JSC に届け出なければならない。 2 事業者は、 <u>運営業務</u> （ <u>開業準備業務兼務</u> ）又は維持管理業務に関する業務責任者を変更する必要があるとき、JSC の承諾を得た上で、かかる業務責任者を変更することができる。	258

6	17	32	第43条（設計）第6項・第7項	<p>6 事業者は、事業者が必要な調査を実施した結果、土壌汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在について、業務要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちにJSCに通知しなければならない。</p> <p>7 土壌汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物に起因して発生する追加費用は、JSCがこれを負担する。ただし、業務要求水準書に示した情報から合理的に判断できる範囲の土壌汚染又は埋蔵文化財に起因するものは除く。</p>	<p>6 事業者は、事業者が必要な調査を実施した結果、土壌汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在若しくは地盤の状態（地質断面のずれ、部分的な軟弱地盤、湧水等。この条において以下同じ。）について、業務要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちにJSCに通知しなければならない。</p> <p>7 土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物に起因して又は地盤の状態により発生する追加費用は、JSCがこれを負担する。ただし、業務要求水準書に示した情報から合理的に判断できる範囲の土壌汚染、埋蔵文化財に起因するもの又は地盤の状態によるものは除く。</p>	—
7	20	36	第47条（下請負者等（建設業務）の健康保険等加入義務等）第4項	<p>事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負者等（建設業務）である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、JSCの請求に基づき、違約罰として、建設企業が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の5に相当する額を、JSCの指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>事業者は、社会保険等未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負者等（建設業務）である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、JSCの請求に基づき、違約罰として、建設企業が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の5に相当する額を、JSCの指定する期間内に支払わなければならない。</p>	509



8	22	19	第 51 条 (事業用地の与件等) 第 1 項	JSC は、I 期用地及び II 期用地をそれぞれ特定業務契約冒頭第 3 の 1 (3) で明示した事業用地引渡し時期に事業者を引き渡すものとする。また、事業用地引渡し後速やかに、JSC 及び事業者は、事業用地について、 <u>JSC が別途指定する様式</u> による無償貸付契約を締結するものとし、事業用地の使用については無償貸付契約の定めるところに従う。ただし、事業用地貸付条件等に変更があった場合には、JSC は速やかに事業者に通知するものとする。	JSC は、I 期用地及び II 期用地をそれぞれ特定業務契約冒頭第 3 の 1 (3) で明示した事業用地引渡し時期に事業者を引き渡すものとする。また、事業用地引渡し後速やかに、JSC 及び事業者は、事業用地について、 <u>別紙 6 (事業用地の無償貸付契約書の様式)</u> に示す様式による無償貸付契約を締結するものとし、事業用地の使用については無償貸付契約の定めるところに従う。ただし、事業用地貸付条件等に変更があった場合には、JSC は速やかに事業者に通知するものとする。	63
9	22	34	第 52 条 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等) 第 1 項	この場合において、当該不適合が JSC の指示によるときその他 JSC の責めに帰すべき事由によるときは、JSC は、必要があると認められるときは <u>施設整備期間又は施設整備費</u> を変更し又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	この場合において、当該不適合が JSC の指示によるときその他 JSC の責めに帰すべき事由によるときは、JSC は、必要があると認められるときは <u>施設整備期間若しくは施設整備費</u> を変更し又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	—
10	23	9	第 53 条 (設計図書の変更)	JSC は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を事業者に通知して、事業者に設計図書を変更させることができる。この場合において、JSC は、必要があると認められるときは <u>施設整備期間又は施設整備費</u> を変更し又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	JSC は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を事業者に通知して、事業者に設計図書を変更させることができる。この場合において、JSC は、必要があると認められるときは <u>施設整備期間若しくは施設整備費</u> を変更し又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	—
11	28	26	第 67 条 (契約不適合責任) 第 2 項	前項の場合において、事業者は、JSC に不相当な負担を課するものでないときは、JSC が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。	前項の場合において、事業者は、JSC に不相当な負担を課するものでないときは、 <u>あらかじめ JSC の承諾を得た上で</u> 、JSC が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。	552

12	37	32	第 81 条 (長期修繕計画書に基づく修繕業務)	<p>第 81 条 (中・長期修繕計画書に基づく修繕業務)</p> <p>1 事業者は、運営業務及び維持管理業務のうち、修繕業務の対象範囲や想定時期、想定業務規模等、及び費用分担を示すものとして、業務要求水準書及び事業提案書に従い、<u>中・長期修繕計画</u>の案を作成する。</p> <p>2 JSC 及び事業者は、前項に基づき事業者が作成した<u>中・長期修繕計画</u>の案について協議の上、合意により、<u>中・長期修繕計画</u>を定めるものとする。</p> <p>3 事業者は、入札説明書等及び業務要求水準書並びに前 2 項に定める<u>中・長期修繕計画</u>に従って、修繕業務を行うものとする。</p> <p>4 修繕業務の費用の負担は、<u>中・長期修繕計画</u>に定めるところによる。ただし、<u>中・長期修繕計画</u>に定めがないものは、次条(大規模修繕等)に定める場合を除き、事業者の負担とする。</p>	<p>第 81 条 (長期修繕計画書に基づく修繕業務)</p> <p>1 事業者は、運営業務及び維持管理業務のうち、修繕業務の対象範囲や想定時期、想定業務規模等、及び費用分担を示すものとして、業務要求水準書及び事業提案書に従い、<u>長期修繕計画書</u>の案を作成する。</p> <p>2 JSC 及び事業者は、前項に基づき事業者が作成した<u>長期修繕計画書</u>の案について協議の上、合意により、<u>長期修繕計画書</u>を定めるものとする。</p> <p>3 事業者は、入札説明書等及び業務要求水準書並びに前 2 項に定める<u>長期修繕計画書</u>に従って、修繕業務を行うものとする。</p> <p>4 修繕業務の費用の負担は、<u>長期修繕計画書</u>に定めるところによる。ただし、<u>長期修繕計画書</u>に定めがないものは、次条(大規模修繕等)に定める場合を除き、事業者の負担とする。</p>	592
13	38	9	第 82 条 (大規模修繕等) 第 1 項	<p>JSC は、事業者と協議して合意により定めた<u>中・長期修繕計画</u>を参考に、本施設等について、JSC が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者へ通知の上、大規模修繕を実施することができる。</p>	<p>JSC は、事業者と協議して合意により定めた<u>長期修繕計画書</u>を参考に、本施設等について、JSC が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者へ通知の上、大規模修繕を実施することができる。</p>	592
14	40	4	第 88 条 (サービス対価の支払)	<p>JSC は、施設整備費のうち次条(運営権対価)第 2 項に基づき運営権対価と相殺した後の残額及びスポーツ博物館の維持管理費を、<u>別紙 6</u>(サービス対価の算定及び支払方法)の定めに基づき、サービス対価として事業者へ支払う。</p>	<p>JSC は、施設整備費のうち次条(運営権対価)第 2 項に基づき運営権対価と相殺した後の残額及びスポーツ博物館の維持管理費を、<u>別紙 7</u>(サービス対価の算定及び支払方法)の定めに基づき、サービス対価として事業者へ支払う。</p>	—

15	56	22	第114条（本施設等の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第3項	また、第78条（本施設等の追加投資）に定める追加投資、第81条（中・長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第36条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。	また、第78条（本施設等の追加投資）に定める追加投資、第81条（長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第36条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。	592
16	—	—	別紙5 JSC職員の派遣に係る事項	（「主な業務」欄） 総括管理業務（ただし、責任者としての業務は除く）	（「主な業務」欄） 統括管理業務（ただし、責任者としての業務は除く）	—
17	—	—	別紙6 事業用地の無償貸付契約書の様式	—	※全文追加	63
18	—	—	別紙7 サービス対価の算定及び支払方法	<u>別紙6</u>	<u>別紙7</u>	—

モニタリング基本計画

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問No.
	頁	行	項目			
1	2	4	第1章. 4. (1) モニタリング実施計画書	なお、特定事業契約の締結後すぐにモニタリングの詳細を定められない業務に関しては、事業者は当該業務着手前に当該業務に関する「 <u>業務実施計画書</u> 」を作成し、JSCに承諾を受けた上で、「 <u>モニタリング実施計画書</u> 」に追加するものとする。	なお、特定事業契約の締結後すぐにモニタリングの詳細を定められない業務に関しては、事業者は当該業務着手前に当該業務に関する「 <u>業務計画書</u> 」を作成し、JSCに承諾を受けた上で、「 <u>モニタリング実施計画書</u> 」に追加するものとする。	709

サービス対価の算出及び支払方法

No.	該当箇所			変更前	変更後	関連質問No.
	頁	行	項目			
1	4	23	第5. サービス対価の内訳の算定	また、業務要求水準書に基づき、必要に応じて建設工事費コスト管理計画書又は維持管理コスト管理計画書を併せて提出する。	また、業務要求水準書に基づき、必要に応じて建設工事費コスト管理計画書又は <u>スポーツ博物館</u> 維持管理コスト管理計画書を併せて提出する。	—

2	4	25	第5. サービス対価の内訳の算定	<p>なお、特定事業契約時（入札価格）には「地中埋設物撤去費用」を見込まないこと。 （特定事業契約書 第43条に基づき JSC が負担する。）</p>	<p>なお、特定事業契約時（入札価格）には「地中埋設物撤去費用」など「<u>参考資料4の残置物</u>」及び「<u>スポーツ博物館の光熱水費及び通信費用</u>」を見込まないこと。 （特定事業契約書 第43条に基づき JSC が負担する。）</p>	<p>42</p> <p>167</p> <p>718</p> <p>719</p>
---	---	----	------------------	---	--	--

(注) 該当箇所における行は、変更後の該当頁（ページ）の最上部から数えたものになります。（表、改行は含みません。）